

裁判年月日 平成24年 3月15日 裁判所名 東京地裁 裁判区分 判決  
事件番号 平20(ワ)37366号  
事件名 騒音防止等請求事件  
裁判結果 一部認容 上訴等 控訴 文献番号 2012WLJPCA03158006

#### 要旨

◆分譲マンションの1室に居住する原告らが、同居室の階上の居室を所有する被告に対し、被告の居室から発生する騒音の差止め及び損害賠償を求めるとした事案において、原告らの居室で聞かれる衝撃音は、子供の体重に近い重量物を高さ1 m程度から落下させた時の床衝撃で発生する重量衝撃音に該当し、同衝撃音は被告の子の飛びはね等によるものと推認できるところ、これが生活実感としてかなり大きく聞こえ、相当な程度に達することが相当の頻度あること等に照らせば、被告がこれに配慮する義務を怠ったことは、原告らの受忍限度を超えるものとして不法行為を構成し、受忍限度を超える騒音を発生させることは人格権ないし所有権に基づく妨害排除請求として差止めの対象となると認め、騒音測定費用を含めて損害額を認定の上、原告らの請求を一部認容した事例

#### 出典

判時 2155号71頁  
ウエストロー・ジャパン

#### 評釈

慰謝料請求事件データファイル (生活・環境妨害)   
武川幸嗣・リマークス 47号50頁

#### 参照条文

民法416条  
民法709条

---

東京都品川区 (以下省略)

原告	X 1
前同所	
同	X 2
原告兩名訴訟代理人弁護士	脇谷英夫
東京都品川区 (以下省略)	
被告	Y
同訴訟代理人弁護士	山根祥利
同	近藤健太

## 主文

1 被告は、原告X1に対し、被告所有の別紙物件目録1記載の建物から発生する騒音を、同原告が所有する同目録2記載の建物内に、午後9時から翌日午前7時までの時間帯は40dB(A)を超えて、午前7時から同日午後9時までの時間帯は53dB(A)を超えて、それぞれ到達させてはならない。

2 被告は、原告X1に対し、94万0500円及びこれに対する平成20年12月27日から支払済みまで年5パーセントの割合による金員を支払え。

3 被告は、原告X2に対し、32万4890円及びこれに対する平成20年12月27日から支払済みまで年5パーセントの割合による金員を支払え。

4 原告X1のその余の請求を棄却する。

5 訴訟費用はこれを4分し、その3を被告の負担とし、その余を原告X1の負担とする。

6 この判決は主文第2項及び第3項に限り仮に執行することができる。

## 事実及び理由

### 第1 請求

1 被告は、原告X1に対し、被告所有の別紙物件目録1記載の建物から発生する騒音を、原告が所有する同目録2記載の建物内に、40dB(A)を超えて到達させてはならない。

2 主文第2項及び第3項と同旨。

### 第2 事案の概要

本件は、原告X1（以下「原告X1」という。）が、マンション内に同人が所有する居室の階上の居室を所有する被告に対し、所有権ないし人格権に基づく妨害排除請求として、被告所有の居室から発生する騒音の差止め並びに不法行為（被告の子が被告所有の居室内を歩行して騒音を発生させた。）に基づく損害賠償請求として94万0500円及びこれに対する訴状送達の日（記録によれば平成20年12月27日と認められる。）から支払済みまで年5パーセントの割合による金員の支払を、原告X1の妻で同人所有の前記居室に同居する原告X2（以下「原告X2」という。）が、被告に対し、不法行為（前同）に基づく損害賠償請求として32万4890円及びこれに対する訴状送達の日（前同）から支払済みまで年5パーセントの割合による金員の支払を、それぞれ求めるものである。

#### 1 争いのない事実

ア 原告X1は別紙物件目録2記載の建物（以下「104号室」）を、被告は同目録1記載の建物（以下「204号室」という。）をそれぞれ所有し、両建物はいずれも同一のマンション（以下「本件マンション」という。）内にある区分所有建物であり、204号室の階下に104号室がある。

イ 原告X1及び同X2は104号室に、被告及びその家族（被告の子を含む。）は204号室に、それぞれ居住している。

#### 2 争点（本件不法行為の成否、原告らの損害）

（原告らの主張）

アA 被告の子は、平成18年4月以降、毎晩深夜まで204号室の室内を走り回り、104号室内で45dB(A)から66dB(A)の音量に達する歩行音を発生させた。

B 104号室の階上にある204号室に居住する被告は、その階下にある104号室に居住する原告らに対し、被告の子を204号室内で走り回らないように、あるいは走り回っても階下に歩行音を侵入させないように配慮する義務があるのにこれを怠り、前記のとおり40dB(A)を超える歩行音を104号室に到達させていることは、原告らの受忍限度を超え、原告らの人格権ないし原告X1の104号室に対する所有権を侵害する不法行為である（以下「本件不法行為」という。）。

イA 原告X1は、平成20年7月、前記歩行音の測定を訴外日東紡音響エンジニアリング株式会社（以下「訴外会社」という。）に依頼し、同社に対し調査費用として64万0500円を支払った。

B 原告X2は、本件不法行為により受けたストレスのため体調不良となり、大井町メンタルクリニック

に通院し、治療費及び薬代として合計2万4890円を支払った。

C 原告らがそれぞれ前記のとおり支払った金員は、本件不法行為と相当因果関係がある損害である。

ウ 本件不法行為により、原告らはいずれも精神的苦痛を受け、同精神的苦痛についての慰謝料額は原告らそれぞれにつき30万円を下らない。

(被告の主張)

ア 原告らの主張アAの事実は否認し、同Bは否認し争う。

イ 原告らの主張イA, Bはいずれも不知, 同Cは争う。

ウ 原告らの主張ウは争う。

### 第3 裁判所の判断

1 争いのない事実, 証拠(認定事実の末尾に掲記する。)及び弁論の全趣旨によれば, 以下の事実が認められる。

アA 本件マンションは準工業地域に位置し, 104号室及び204号室はいずれも本件マンションの南西側角に位置し, 本件マンションの南側道路はバス通りであり, 本件マンション及び同道路の南側には, a製作所がある(争いのない事実, 甲9, 乙1の4)。

B 本件マンションの外壁のコンクリート厚は150mm, 戸境壁のコンクリート厚は180mmであり, 床は玄関たたき部分を除き厚さ200mm以上のコンクリートの上に約4mm厚の防音緩衝材を施工し, その上に遮音性能LL-45の規格の約9mm厚のフローリング材を施工している(乙1の3)。

C 本件マンション内の居室の売主である訴外創建ホームズ株式会社は, 原告代理人からの照会に対し, 前記防音緩衝材の遮断性能規格について, あくまで上下階の軽量床衝撃音(食器など比較的硬質軽量の物体の落下や椅子を引きずったことなどで階下室に発生する音に対する遮断性能の評価値であり, 歩行音などの生活音を遮断するものでない旨を回答している(乙1の8, 2の1)。

イA 原告X1は, 平成17年12月7日に104号室を購入し, 平成18年3月ころから原告X2を含む家族と同号室に居住するようになった(甲1, 弁論の全趣旨)。

B 被告は, 同年4月18日から204号室に居住するようになった(弁論の全趣旨)。

ウ 原告らは, 同年10月ころ, 本件マンションの管理人に対し, 本件不法行為に係る歩行音を訴え, 同管理人は, 204号室を本件マンション内の全戸に, 一般論として騒音を生じさせないよう注意を促す書面を配布し, 原告らは, 同年11月ころにも, 前同様の訴えをし, 同管理人は, 前同様に書面を配布した(争いのない事実, 弁論の全趣旨)。

エ 原告X1の委託を受けた訴外日東紡音響エンジニアリング株式会社は, 平成20年7月3日から同月30日までの間, 104号室のリビングルームの中央で高さ1.2mの位置を測定点として騒音計マイクロホンを設置し, 原告らは前記設置した装置を用いて, 階上からの音を聴感で関知した際に, 騒音計とこれに接続したレベルレコーダーを稼働させて, 以下の測定日時に測定した結果は, 別紙1のとおりであり, その際に46dB(A)以上のピーク値が測定された状況は, 別紙2のとおりである(甲2)。

上記測定値のうち別紙3の項目欄のとおり同月28日の測定時に録音した音の周波数特性を求めると125Hzの周波数の成分が一番大きい(甲2, 16)

オA 被告と同居している被告の子である訴外A(以下「被告の子」という。)は, 平成20年7月3日, 同月9日, 同月10日, 同月11日, 同月17日は在籍する幼稚園に登園し, 同月14日は登園せず, 同月20日以降は登園しなかった(乙5の1)。

B 被告の子は, 同月17日は午前11時30分ころ前記幼稚園から退園した(乙5の2)。

C 被告の子は, 同月20日から21日に, 被告及びその妻と一緒に幕張メッセに出かけ, 同月22日夕方, 被告と一緒に映画館に出かけ, 同月26日午後は水泳に出かけ, 同月30日は埼玉県に出かけていた(乙7)。

カ 重量衝撃音, 軽量衝撃音, dB(A), 上階の居室から下階の居室への音の伝搬, 伝搬する歩行音の周波数特性についての一般的知見は, 以下のとおりである(甲18, 19)。

A 重量衝撃音とは, 子供の体重に近い重量物を高さ1m程度から落下させた時の床衝撃で発生する音, 軽量衝撃音とは, 椅子の引きずり音やスプーン等の比較的軽量固形物が落下した時の衝撃音をいう。

B dB(A)は, マイクロホンで物理的に捉えた音圧信号を人間の耳の感度特性に合わせて評価する場合

に使用する単位であり、騒音レベルの評価に使用するものである。

C 上階の居室から下階の居室への音の伝搬は、空気伝搬音と固体伝搬音があり、前者には上階の床・下階の天井を通過してくる音、窓から伝わってくる音があり、後者には、上階の床振動によって音が下階に放射されるものと、壁や柱の振動が伝搬して音を放射するものがある。

D 他の音と歩行音の区別は難しいが、後者は重量衝撃音に類し、周波数は概ね500Hz以下の低周波音となるのに対し、一般の音は空気伝搬音である場合、500Hz以上の成分が含まれる音となる。

2 以上の認定事実によれば、平成20年7月3日から同月30日までの間に104号室のリビングルーム内で前記1エのとおり測定された音のうち46dB(A)以上のピーク値を示したものは、別紙2のとおりであり、うち同月28日の測定時に録音した音は、別紙3のとおり125Hzの周波数の成分が一番大きいというのであり、前記1カA及びDの一般的知見に照らし、重量衝撃音に該当し、同アB及びCで認定した本件マンションの床の状況及び設置された防音緩衝材の仕様に照らすと、204号室の床ないし104号室の天井は固体伝搬音としての重量衝撃音を遮断するには必ずしも十分でないことが窺われるから、前記重量衝撃音に該当する音は、人の歩行、飛び跳ねによる床衝撃で発生したものと認められる。

そして、前記イB及びオAの認定事実によれば、204号室には被告の子が居住しており、前記認定した重量衝撃音の発生原因に照らすと、前記の床衝撃は、被告の子の飛び跳ねによるものと推認できる。

3 これに対し、被告は、①204号室には廊下と和室以外には絨毯等を敷き詰めている、②被告の子は幼稚園に通園し日中は204号室に在室しないし、③午後6時以降はビデオやテレビを見せたりしており、騒音を発していない、④前記1アAの本件マンション周囲の環境に照らし、他の原因により騒音が発生している、⑤固体伝搬音は上階の部屋以外からも伝搬する、⑥通常の歩行音では63Hzの周波数の成分が一番大きいと主張して、原告の前記主張を争い、証拠(乙8ないし11)は同⑥の主張に沿うものであり、被告の子は、前記1エの測定日時のうち(ア)平成20年7月17日の午前11時04分から同日午前11時22分、(イ)同月19日から同月21日の午前9時前から午後11時ころまで、(ウ)同月22日の午後4時以降、(エ)同月26日、(オ)同月30日は204号室に在室していなかった、(カ)同月24日は午後6時30分過ぎには就寝していたと供述し(乙6)、証拠(乙5の1・2、7)は一部同供述に沿うものである。

しかしながら、証拠(甲22ないし24)によれば、高さ40cmからの自然な飛び降りや飛びはねなどの場合には、125Hzの周波数の成分が一番大きいなど、歩行の態様等によって、一番大きい周波数の成分は異なることが認められ、前記⑥の主張ないしこれに沿う前記証拠は、前記2の認定判断を左右するに足りないし、前記1アAの本件マンション周囲の環境や同カCの知見を踏まえても、子供の体重に近い重量物を高さ1m程度から落下させた時の床衝撃で発生する重量衝撃音が、本件マンション外で発生し、壁ないし窓を通じて104号室に伝搬するとは考え難く、前記④の主張も前記2の認定判断を左右するに足りない。

また、証拠(乙7)によれば、被告の子が父母と共に出かけたのは平成20年7月20日であり同月19日ではないこと、同日に46dB(A)以上のピーク値が測定されたのは午前8時54分から午前10時32分の間であり(甲2)、同日の同時刻後に外出したとすれば整合すること、同月21日に46dB(A)以上のピーク値が測定されたのは午後10時24分から午後10時37分の間であり(前同)、同時刻ころ外出先から帰宅したとすれば、夏休みの日記(乙7)の同日の記載と整合すること、同月26日に46dB(A)以上のピーク値が測定されたのは午後1時00分から午後1時01分の間のことであり(前同)、同時刻後に外出したとすれば夏休みの日記(前同)の同日の記載と整合すること、同月30日に46dB(A)以上のピーク値が測定されたのは午前11時59分のことであり(甲2)、同時刻後に外出したとすれば夏休みの日記(乙7)の同日の記載と整合することが認められ、そうすると前記⑥(イ)、(エ)及び(オ)の主張事実ないしこれに沿う陳述書(乙6)や前記夏休みの日記(乙7)は、前記2の認定判断を左右するに足りないし、かえって同月19日の前記測定結果が被告の主張と矛盾せず、同月21日及び同月26日の前記測定結果が夏休みの日記(前同)の各同日の記載と整合し、被告の子が幼稚園に登園した日で在園中と考えられる時間帯には、前記⑥(ア)の時間帯を除いて46dB(A)以上のピーク値が測定されておらず、204号室に在室中と考えられる時間帯に46dB(A)以上のピーク値が測定されていること(甲2、乙5の1)は、前記2の推認をさらに補強する事実ということができ、前記②の主張も前記2の認定判断を左右するに足りない。前記③、⑥(カ)及びこれに沿う陳述書(乙6)には裏付けがなく、裏付けがあるのは同⑥(ア)及び(ウ)の事実にとどまり(乙5の2・3)、同事実によって、前記のとおりさらに補強された前記2の認定判断は左右されない。前記①の主張は証拠(甲10、20)に照らし、

前記2の認定判断は左右するものとして採用できず、同⑤も前記認定した在園中、204号室在室中の各時間帯と46dB(A)以上のピーク値が測定された時間帯との関係性に照らすと、前記2の認定判断を左右するに足りない。

4 以上の認定判断によれば、被告の子は、遅くとも平成18年5月ころ（被告の子が204号室で居住するようになったと被告が自認する時期）以降、別紙1に近似する時間帯、頻度で204号室内において飛び跳ね、走り回るなどして、104号室内で重量衝撃音を発生させた事実を認めることができる。

5 そこで、前記4で認定した事実を生じさせないように配慮しないことが、原告らの受忍限度を超え不法行為を構成するか否かについて検討する。

証拠（甲2、16、21、23）によれば、①平成20年7月28日の測定時に録音した音の周波数特性を求めて、周波数別の音圧レベルを分析した結果が別紙3であり、dB(A)が48ないし50の場合でも、125Hzの周波数の成分が一番大きい床衝撃音レベルは64dBないし66dBに、dB(A)が60に達する場合は、同床衝撃音レベルは73dBないし76dBにそれぞれ達すること、②争いのない事実Aの物件マンションの床・天井が有する遮音性能L<sub>L</sub>-45（L-45と同義）では、マンション等の集合住宅における床衝撃音遮断性能の周波数特性と等級（等級曲線）が想定している程度の衝撃であれば、これによる125Hzの周波数の成分の床衝撃音レベルは58dB以下にまで遮断でき、例えば、通常の人の走り回り、飛び跳ねなどは、聞こえるが意識することはあまりないという程度にまで遮断できるはずであるが、前記測定・分析結果は別紙3のとおり125Hzの周波数の成分の床衝撃音レベルが58dBを超えており、前記4で認定した事実に係る衝撃は、床衝撃音遮断性能基準としての等級曲線が前記のとおり想定している程度の衝撃を超えるものであること、足音、走り回りや飛び降り、飛び跳ねなどを衝撃源とする生活音は、生活実感として、48dB(A)を超えるとやや大きく聞こえ、うるさが気になり始める程度に達し、53dB(A)を超えると、かなり大きく聞こえ相当にうるさい程度に達し、40dB(A)であれば、小さく聞こえるものあまりうるさくない程度にとどまることが、それぞれ認められる。

以上によれば、前記4で認定したとおり、被告の子が204号室内において飛び跳ね、走り回るなどして、104号室内で重量衝撃音を発生させた時間帯、頻度、その騒音レベルの値（dB(A)）は、別紙1のとおりであり、静粛が求められるいは就寝が予想される時間帯である午後9時から翌日午前7時までの時間帯でもdB(A)の値が40を超え、午前7時から同日午後9時までの同値が53を超え、生活実感としてかなり大きく聞こえ相当にうるさい程度に達することが、相当の頻度であるというのであるから、被告の子が平成20年当時幼稚園に通う年齢であったこと（乙5の1ないし5の3）、その他本件記録から窺われる事情を考慮しても、被告の子が前記認定した程度の頻度・程度の騒音を階下の居室に到達させたことは、204号室の所有者である被告が、階下の104号室の居住者である原告らに対して、同居者である被告の子が前記程度の音量及び頻度で騒音を104号室に到達させないよう配慮すべき義務があるのにこれを怠り、原告らの受忍限度を超えるものとして不法行為を構成するものというべきであり、かつこれを超える騒音を発生させることは、人格権ないし104号室の所有権に基づく妨害排除請求としての差止の対象となるというべきである。

以上によれば、本件不法行為に係る原告の主張は、前記認定した限度で理由があり、騒音の差止請求は、前記説示の時間帯に前記程度の騒音の差止を求める限度で理由があり、その余は理由がない。

6 そこで進んで、原告らの損害について検討すると、前記認定した騒音発生始期、午後9時から翌日午前7時までの時間帯にdB(A)の値が40を超え、午前7時から同日午後9時までの同値が53を超えた頻度・程度に照らすと、これにより原告らがそれぞれ受けた精神的苦痛に対する慰謝料額としては、各30万円が相当である。

証拠（甲4、5の1ないし5の7、6の1ないし6の7）によれば、原告X2は平成20年8月25日、同年6月ころから出現した頭痛等の症状を訴え、医師により自律神経失調症との診断を受け、通院を開始し、治療費・薬代として合計2万4890円を支出したことが認められ、前記診断の結果に照らすと、原告X2の前記症状は、前記認定した限度の本件不法行為に起因するものと認められ、前記金額の治療費・薬代は前記認定した限度の本件不法行為と相当因果関係がある損害と認められる。

証拠（甲2、3）及び弁論の全趣旨によれば、原告X1は、本件不法行為に係る騒音の測定を訴外会社に依頼し、平成20年9月17日、同社に対し、その費用・報酬として64万0500円を支払ったことが認められ、同費用は、本件請求のための費用ではあるが、客観的な騒音の測定は本件不法行為の立証のために必要不可欠なものであり、同測定は訴外会社等の第三者の専門家に依頼することが必要不可欠であるから、前記程度の費用額

は、前記認定した限度の本件不法行為と相当因果関係がある損害と認められる。

7 よって、本件請求は、主文の限度で理由があるから、その限度で認容し、その余は理由がないから棄却することとし、主文のとおり判決する。

(裁判官 前澤功)

〈以下省略〉

\*\*\*\*\*